



平成 21 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 日本製箔株式会社
代表者名 取締役社長 野口 泰秀
(コード番号 5739 東証第2部)
問合せ先 取締役管理部長 中村 幸一
(TEL. 03-5212-1751)

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための
基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 9 月上旬開催予定の当社の臨時株主総会および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、平成 21 年 9 月上旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 21 年 7 月 29 日（水）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、下記のとおり当該基準日に関する公告をすることといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 平成 21 年 7 月 29 日（水）
- (2) 公告日 平成 21 年 7 月 14 日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.nihonseihaku.co.jp>

2. 本株主総会の日程・付議議案について

本日現在において、当社は会社法第 2 条第 13 号の規定する種類株式発行会社ではありませんが、当社は、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下、同じ。）を付す旨の定款変更をすること、③全部取得条項が付された普通株式の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること、等の議案を付議する予定です。本臨時株主総会において、上記①の定款変更議案が決議されれば、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上